

大和市告示第 28 号

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年大和市条例第 27 号）第 14 条第 2 項の規定により、小規模受水槽水道検査機関を次のとおり指定した。

平成 28 年 3 月 2 日

大和市長 大 木 哲

1 指定した日

平成 28 年 2 月 17 日

2 指定した者

名 称	主たる事業所の所在地	検査の業務の 開始年月日
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号ヨコソーレインボータ ワー	平成 28 年 3 月 14 日